登録番号	登録年月日	氏名
四九三五	二七、一〇、二	髙谷　滋樹
四九三六	二七、一〇、二	清野　直美
四九三七	二七、一〇、二	丸木　公介
四九三八	二七、一〇、二	長根　和
四九三九	二七、一〇、二	伊澤　一美
四九四〇	二七、一〇、二	細野　幹夫
四九四一	二七、一〇、二	坂口　美穂
四九四二	二七、一〇、二	海方　亨

○法務省告示第五百十八号

千葉市花見川区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十七年十月十九日

法務大臣　岩城　光英

千葉市畑町千七百九十二番地　雲林謹一郎

○法務省告示第五百十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月十九日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社南蔵王ベリーファーム	宮城県刈田郡七ケ宿町字長老三百十四番地三　耕種農業

○法務省告示第五百二十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十七年四月十日法務省告示第二百七号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月十九日

法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

溝井雅幸	北海道常呂郡置戸町字安住三百二十二番地八　畜産農業

○法務省告示第五百二十一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、フィリピン共和国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十七年十月十九日

法務大臣　岩城　光英

氏　名　ジェニファー・ジル・イバスコ・リム

生年月日　千九百七十八年五月二十三日

○法務省告示第五百二十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十七年十月十九日

法務大臣　岩城　光英

氏　名　八重樫デビッド忠彦

生年月日　千九百七十五年五月二十日

○外務省告示第三百五十八号

平成二十七年九月二日（ニューヨーク時間）、国際連合安全保障理事会において、リベリアに対する制裁解除等を内容とする決議第二千二百三十七号が全会一致で採択された。

平成二十七年十月十九日

外務大臣　岸田　文雄

二千十五年九月二日に国際連合安全保障理事会がその第七千五百十七回会合において採択した決議第二千二百三十七号（二千十五年）

安全保障理事会は、

リベリアにおける情勢に関する従前の決議及び議長声明を想起し、

リベリア政府が、国際社会の支援を得て、全てのリベリア国民の利益のためにリベリアの再建を持続的に進展させてきたことを歓迎し、

国際連合リベリア専門家パネルの報告書（S／二〇一五／五五八）に留意し、

必要な法律の制定を含む、武器及び弾薬の適切な管理及びリベリアとコートジボワール間の国境地帯の効果的な監視及び管理の促進に関する勧告を実施するための、リベリア政府による進捗を安全保障理事会に対して更新する二千十五年七月三十一日付の事務総長の書簡（S／二〇一五／五九〇）にさらに留意し、

リベリアにおけるエボラ出血熱の流行に対するリベリア政府の効果的な対応を称賛し、この関連で、リベリア政府及びその人々並びにその治安機関、特にリベリア国軍及びリベリア国家警察の強靭さを認識し、

エボラ出血熱の流行に対応するリベリア政府を支援するための、加盟国、二国間パートナー並びに国際連合、アフリカ連合（AU）、及び西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）を含む国際機関による取組を歓迎し、特に、治安機関の能力構築を通じた、エボラ後の復興期における包括的な開発の約束に関する、平和構築委員会を含む国際社会の貢献を更に歓迎し、この関連で、更なる措置を奨励し、

リベリア政府が、その領域内の全ての人々を残虐行為から保護する主要な責任を負うことを確認し、リベリアにおける恒久的な安定は、リベリア政府が、特に法の支配及び治安部門において、効果的かつ説明責任を有する政府機関を維持することを必要とすることを強調し、

特に、リベリアの軍、警察及び国境治安部隊がリベリアの人々を保護するために自給自足し、能力があり、かつ十分に準備されていることを確保するために、リベリアにおける治安部門改革における更なる前進の必要性を強調し、

透明かつ効果的な天然資源の管理が、リベリアの持続的な平和及び安全に不可欠であることを強調し、

リベリアにおける停戦が完全に遵守及び維持され、武装解除、動員解除、再統合、帰還及び治安機関の再構築が完了し、包括和平合意の規定が完全に実施され、リベリア及び小地域の安定の構築及び維持において十分な進捗が得られたとの決定に基づき、理事会が、決議第千五百二十一号（二千三年）の2(a)及び(b)並びに4(a)の規定により課された措置を終了する用意があることを想起し、

リベリア政府が、政府の歳入がリベリアの人々に直接資することを確保するための透明な会計及び監査の仕組みを設立次第、決議第千五百三十二号（二千四年）1の規定により課された措置の修正を検討するという理事会の意図を更に想起し、

著しい進展があったにもかかわらず、リベリアにおける情勢がこの地域において国際の平和と安全に対する脅威を構成し続けていると決定し、

国際連合憲章第七章の下に行動して、

1．この決議の採択の日から九か月の間、以前決議第千五百二十一号（二千三年）の2の規定により課され、第千六百八十三号（二千六年）の1及び2の規定、第千七百三十一号（二千六年）の1(b)の規定、第千九百三号（二千九年）の3、4、5及び6の規定、第千九百六十一号（二千十年）の3の規定、並びに第二千百二十八号（二千十三年）の2(b)の規定により修正された武器に関する措置を更新することを決定する。

2．決議第千五百二十一号（二千三年）の4の規定及び第千五百三十二号（二千四年）の1の規定により課された渡航及び財政上の措置を終了することを決定する。

3．リベリア政府及びコートジボワールに関する専門家グループと緊密に協力しつつ以下の業務を遂行するため、この決議の採択の日から十か月間、決議第千九百三号（二千九年）9の規定に従い任命された専門家パネルの任務を延長することを決定する。

(a)上記1の規定により更新された、武器の不法な取引のための様々な資金源を含む、武器関連措置の履行及びあらゆる違反並びにリベリア政府の武器及び国境問題の効果的な監視及び管理の能力に関する治安及び法部門における進捗について調査し、最終報告を作成すること。

(b)この規定に掲げる全ての事項に関し、委員会との協議の後、二千十六年五月一日までに最終報告を理事会に提出し、適当な場合には、その日より前に、委員会に対し非公式に最新の状況を提供すること。

(c)他の関連する専門家パネル、特に、決議第二千百五十三号（二千十四年）の24の規定によりコートジボワールに関して再設立されたものと積極的に協力すること。

4．事務総長に対し、この決議の採択の日から十か月の間、任務の縮小に妥当な考慮を払いつつ、1名の専門家からなる専門家パネルの再構築のために、可能な限り迅速に必要な行政上の措置をとるよう要請する。

5．リベリアを含む全ての国家に対し、専門家パネルと、その任務の全ての側面において完全に協力するよう要請する。